

# 青森県報

号外第七十六号

令和四年  
九月五日  
(月曜日)

## 目次

### 海区漁業調整委員会

- 東部海区管内の沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護の指示……………(事務局) ……一
- 東部海区管内におけるトドの採捕の指示……………(同) ……二
- 西部海区管内の沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護の指示……………(同) ……三
- 西部海区管内におけるトドの採捕の指示……………(同) ……四

## 海区漁業調整委員会

### 青森県東部海区漁業調整委員会指示第八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十條第一項の規定により、青森県東部海区管内の沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和四年九月五日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 松 本 光 明

### 一 河口付近における操業の制限

1 次の表の上欄に掲げる海域においては、令和四年十月一日から同年十二月三十一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。ただし、青森県漁業調

整規則第四十一条で規制する漁法、区域及び期間を除く。

海 域	漁 業
奥入瀬川河口 最大の河口、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と ア 河口左岸から真方位三百三十九度三十分二千米 トルの点 イ 点アから真方位七十度三十分二千米メートルの点 ウ 点エから真方位六十八度三十分二千米メートルの点 エ 河口右岸から真方位百五十八度三十分二千米メートルの点	小型定置漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
五戸川河口 最大の河口、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と ア 河口左岸から真方位三百三十九度三十分二千米 メートルの点 イ 点アから真方位六十九度三十分三百メートルの点 ウ 点エから真方位六十九度三十分三百メートルの点 エ 河口右岸から真方位百五十九度三十分二百二十 メートルの点	
老部川河口（下北郡東通村） 最大の河口、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と ア 河口左岸から真方位零度五千米メートルの点 イ 点アから真方位九十度五千米メートルの点 ウ 点エから真方位九十六度五千米メートルの点 エ 河口右岸から真方位百八十六度三十分千米メートルの点	
大畑川河口 最大の河口、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と ア 河口左岸から真方位三百四度三十分五百メートル の点 イ 点アから真方位四十九度三十分千米メートルの点 ウ 点エから真方位四十九度三十分千米メートルの点 エ 河口右岸から真方位百四十四度三十分千米メートル の点	

2 次の表の上欄に掲げる海域においては、令和四年十二月十一日から同月三十一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

海 域	漁 業

新井田川及び馬淵川河口  
 八戸港八太郎北防波堤、八太郎北防波堤の突端から  
 白銀八太郎北防波堤を経て蕪島に至る直線、新井田川  
 河口（八戸大橋の下流端をいう。）、馬淵川河口（八  
 太郎地区北導流堤の突端から八戸市豊洲四番の北端に  
 至る直線をいう。）、八太郎地区北導流堤及び最大高  
 潮時海岸線によって囲まれた海域

小型定置漁業、固  
 定式さし網漁業及び  
 はえなわ漁業

3 1及び2に掲げる海域においては、令和四年十月一日から同年十二月三十一日までの間、さお釣り、手釣りによりサケを採捕してはならない。

二 沿岸域における操業の制限

次の表の上欄に掲げる海域においては、令和四年十月一日から同年十二月三十一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。ただし、青森県漁業調整規則第四十一条で規制する漁法、区域及び期間を除く。

海 域	漁 業
最大高潮時海岸線から二百五十メートル以内の海域	固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
最大高潮時海岸線から二百メートル以内の海域（下北郡風間浦村大字下風呂地先及びむつ市大畑町釣屋浜、通称赤岩地先の海域にあつては、水深七メートル以浅の海域。）	小型定置漁業

青森県東部海区漁業調整委員会指示第九号

青森県東部海区管内におけるトドの採捕（生け捕り又は猟銃を使用する者に限る。）について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により次のとおり指示する。

令和四年九月五日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 松 本 光 明

一 定 義

この指示において、「トド」とは、アシカ亜目（アシカ科）のトドをいう。

二 採捕の承認

- 青森県東部海区海域において、トドを採捕しようとする者は、青森県東部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。
- 三 承認の手続
 

トドの採捕の承認を受けようとする者は、別に定める「令和四年度トド採捕承認事務取扱要領」（以下「取扱要領」という。）に基づき、トド採捕承認申請書を委員会に提出しなければならない。
- 四 承認の対象者
 

承認の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

  - 1 試験研究の用に供しようとする者
  - 2 漁具被害等の漁業被害を防止しようとする者
  - 3 その他委員会が特に認めた者
- 五 承認をしない場合
 

次のいずれかに該当する場合は、承認をしない。

  - 1 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であるとき
  - 2 その他委員会が特に必要があると認めるとき
- 六 承認者数の制限
 

委員会は、トドの採捕の承認者数の最高限度を取扱要領で定める。
- 七 採捕の期間
 

採捕の期間は、令和四年十二月一日から令和五年五月三十一日までとする。
- 八 採捕数の制限
 

委員会は、トドの採捕数の最高限度を取扱要領で定める。
- 九 承認証の交付
 

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者にトド採捕承認証を交付するものとする。
- 十 承認証の携帯義務
 

承認を受けた者は、トドを採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。
- 十一 採捕の制限又は条件及び停止
 

委員会は、トドの繁殖保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を付け、又は採捕の停止を指示することができる。
- 十二 承認の取消し
 

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消す



ア 河口左岸から真方位百五十二度三十分五百メートルの点	わ漁業
イ 点アから真方位二百四十一度三十分五百メートルの点	
ウ 点エから真方位二百三十三度三十分五百メートルの点	
エ 河口右岸から真方位三百二十五度三十分五百メートルの点	

3 1に掲げる海域においては、令和四年十月一日から同年十二月三十一日までの間、また、2に掲げる海域においては、令和四年九月二十日から同年十二月二十日までの間、さお釣り、手釣りによりサケを採捕してはならない。

二 沿岸域における操業の制限

1 次の表の上欄に掲げる海域においては、令和四年十月一日から同年十二月三十一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。ただし、青森県漁業調整規則第四十一条で規制する漁法、区域及び期間を除く。

東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎、金釜岩（鉾ヶ崎の東端）に設置した標柱から真方位四十一度三十分の線及び北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線との間における最大高潮時海岸線から二百五十分メートル以内の海域	固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎、金釜岩（鉾ヶ崎の東端）に設置した標柱から真方位四十一度三十分の線及び北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線との間における最大高潮時海岸線から二百メートル以内の海域	小型定置漁業（イワシ、アジ、イカを対象とした小型定置漁業を除く。）

2 次の表の上欄に掲げる海域においては、令和四年九月二十日から同年十二月二十日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線以南の日本海における最大高潮時海岸線から二百メートル以内の海域	小型定置漁業（ハタタを対象とした小型定置漁業及び西
北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線以南の日本海における最大高潮時海岸線から二百五十分メートル以内の海域	底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業

津軽郡深浦町大字深浦通称鱒の淵を基点とした小型定置漁業を除く。）

三 サケ採捕の制限

次の表の上欄に掲げる海域においては、同表中欄に掲げる期間中は、同表下欄に掲げる漁業によりサケを採捕してはならない。

陸奥湾の海域及び東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎、金釜岩（鉾ヶ崎の東端）に設置した標柱から真方位四十一度三十分の線以南の海域	令和四年十一月十五日から同年十二月十二日まで及び同月十四日まで	小型定置漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎、金釜岩（鉾ヶ崎の東端）に設置した標柱から真方位四十一度三十分の線及び北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線との間における海域	令和四年十月十日から同月十四日まで及び同月十五日から同月八日まで	小型定置漁業（イワシ、アジ、イカを対象とした小型定置漁業を除く）、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線以南の日本海	県が別途指定する令和四年十月十日から同月十八日まで及び同月十九日までの間における五日間及び同年十一月五日から同月十四日までの間	定置漁業、小型定置漁業、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業

青森県西部海区漁業調整委員会指示第九号

青森県西部海区管内におけるトドの採捕（生け捕り又は猟銃を使用する者に限る。）について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十條第一項の規定により次のとおり指示する。

令和四年九月五日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 富田 重基

一 定 義

この指示において、「トド」とは、アシカ亜目（アシカ科）のトドをいう。

二 採捕の承認

青森県西部海区海域において、トドを採捕しようとする者は、青森県西部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

三 承認の手続

トドの採捕の承認を受けようとする者は、別に定める「令和四年度トド採捕承認事務取扱要領」（以下「取扱要領」という。）に基づき、トド採捕承認申請書を委員会に提出しなければならない。

四 承認の対象者

承認の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

1 試験研究の用に供しようとする者

2 漁具被害等の漁業被害を防止しようとする者

3 その他委員会が特に認めたる者

五 承認をしない場合

次のいずれかに該当する場合は、承認をしない。

1 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であるとき

2 その他委員会が特に必要があると認めるとき

六 承認者数の制限

委員会は、トドの採捕の承認者数の最高限度を取扱要領で定める。

七 採捕の期間

採捕の期間は、令和四年十二月一日から令和五年五月三十一日までとする。

八 採捕数の制限

委員会は、トドの採捕数の最高限度を取扱要領で定める。

九 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者にトド採捕承認証を交付するものとする。

十 承認証の携帯義務

承認を受けた者は、トドを採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。

十一 採捕の制限又は条件及び停止

委員会は、トドの繁殖保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制

限し、条件を付け、又は採捕の停止を指示することができる。

十二 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

十三 所持販売の禁止

委員会の承認を受けない者が採捕したトドを所持し、又は販売してはならない。

十四 報告書の提出等

承認を受けた者は、採捕頭数及び揚収後の処理状況等について、取扱要領で定めるトド採捕報告書により、採捕後速やかに委員会に提出しなければならない。

十五 取扱要領

この指示に定めるもののほか、承認に係る取扱いについては、取扱要領で定めるところによる。

十六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和四年十月一日から令和五年九月三十日までとする。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円